

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、特別職については、18年度と同率、その他の職員については18年度の4分の3に縮減した減額率により、給与の減額措置を継続する。

1 条例の有効期限の延長

この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

平成20年3月31日

2 減額率の変更

[現行]

区分		給料	給料の調整額	管理職手当	期末勤勉手当等	退職手当
特別職	知事	20/100		-	減額後の給料の月額による額	対象外
	副知事、出納長、教育長、管理者及び常勤の監査委員	15/100		-		
その他の職員	特定幹部職員	8/100		10/100		
	その他の管理職員	6/100	6/100	10/100		
	一般職員	4/100	4/100	-		
	若年層職員	3.5/100	3.5/100	-		

[改正後]

区分		給料	給料の調整額	管理職手当	期末勤勉手当等	退職手当
特別職	知事	20/100	-	-	減額後の給料の月額による額	対象外
	副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員	15/100	-	-		
その他の職員	特定幹部職員	6/100		7.5/100		
	その他の管理職員	4.5/100	4.5/100	7.5/100		
	一般職員	3/100	3/100	-		
	若年層職員	2.6/100	2.6/100	-		

「期末勤勉手当等」のうち知事等の特別職に支給される手当は、期末手当のみである。

3 管理職手当の定額化及び教育職員の給料の調整額の廃止に伴う規定整備

施行日等 平成19年4月1日。ただし、1に係る部分は公布日

【その他参考事項】

職員の区分

区分	行政職等
特定幹部職員	期末手当の管理職加算を受ける職員
その他の管理職員	管理職手当を受ける職員
一般職員	期末手当の職務段階別加算を受ける職員
若年層職印	行政職3級相当以下

臨時職員、非常勤職員は、給与減額措置対象外

技能労務職員については、「技能労務職員の給与の特例に関する規程」により、同様の給与減額措置を実施